

介護予防通所リハビリテーション重要事項説明書

<令和7年6月1日現在>

- 1 介護予防通所リハビリテーションが提供するサービスについての相談窓口
電話番号 024-946-6145 (8:30~17:00)
- 2 介護老人保健施設啓寿園の介護予防通所リハビリテーション概要
<施設の名称>社会医療法人あさかホスピタル併設介護老人保健施設啓寿園
<所在地>福島県郡山市安積町笹川字経坦31番地
<介護保険指定番号> 介護老人保健施設 啓寿園 (福島県 0750385015号)
①介護予防通所定員：20人(通所リハビリを含む) /1日
② 設置主体：社会医療法人 あさかホスピタル ③竣工：平成3年3月
④事業許可：平成3年3月14日 ⑤開所日：平成3年3月16日
- 3 主な設備
①食堂兼生活訓練室 ②浴室：一般浴槽と特別浴槽 ③療養室
- 4 職員構成：
 - ・医師(入所と兼務)：日常的な医学的対応を行います(管理者：従業者の総括管理、指導を行います)1名以上
 - ・看護職員：医師の指示に基づき投薬、検温等の医療行為を行います。1名以上
 - ・介護職員：介護予防通所リハビリテーション計画に基づく介護を行います。3名以上
 - ・支援相談員(入所と兼務)：ご利用者様やご家族様からの相談等に応じます。
また、介護予防通所リハビリテーション計画の原案をたてます。1名以上
 - ・作業療法士又は言語聴覚士、理学療法士：リハビリテーションプログラムを作成し機能訓練の実施に際し指導を行います。1名以上
 - ・管理栄養士(入所と兼務)：ご利用者様の栄養管理等の栄養状態の管理を行います。
1名以上
 - ・事務職員(入所と兼務)：事務処理を行います。2名以上
- 5 営業日及び時間：月曜日から土曜日までの午前8:30~午後5:00(元日を除く)
・サービス提供時間：午前9:45~午後4:00
- 6 通常の事業の実施地域：郡山市内全域(湖南地区、熱海地区、中田地区を除く)、
須賀川市内の一部(仁井田地区、滑川地区、森宿地区、江持地区)
- 7 サービス内容
① 送迎：自宅から施設間の送迎を行います。車椅子のまま乗降できるリフト車の利用や介護職員が移動時の介助もいたします。
② 食事：管理栄養士がバランスのとれたメニューや普通食、お粥、刻み食などご利用者様に合わせた食事を用意いたします。
③ 入浴：機械浴槽と一般浴槽があり、ご利用者様のお体にあった入浴ができます。
④ 介護：体位変換、清拭、食事のお世話、入浴、排泄、着替え等の介助等を行います。
⑤ 介護相談：ご家族様からの介護に関する相談も行います。
⑥ 健康管理：医師、看護職員が体温、血圧等の測定をし、健康の管理を行います。
⑦ レクリエーション：気分転換や社交の場を提供し、ご利用者様の活性化を図ります。
⑧ リハビリテーション：心身機能の維持、回復を目的に作業療法士、理学療法士、又は

言語聴覚士がご利用者に適した訓練プログラムを評価、作成、実行いたします。

8 利用料金

① 別紙料金表参照

- * 介護保険適用の場合でも保険料の滞納により、介護給付金が直接事業者を支払われない場合があります。その場合はいったん1日あたりの利用料金を頂き、サービス提供証明書を発行致します。サービス提供証明書を後日市町村の窓口へ提出しますと、差額の払い戻しを受ける事ができます。
- * 日用消耗品、教養娯楽費につきましてはご利用者の希望による選択となります。

② キャンセル料：ご利用者様のご都合でサービスを中止する場合、キャンセル料がかかる場合があります。

③ 支払い方法：毎月ご利用月の請求書を翌月15日までに送付しますので、原則口座振替によるお支払い（27日）か月末までの施設窓口による現金もしくは所定のクレジットカード一括でのお支払いをお願い致します。お支払いいただきますと領収書を発行します。

9 サービスの利用方法

① サービスの利用開始：まずは、お電話等でお申し込み下さい。当施設職員がお伺い致します。介護予防通所リハビリテーション計画と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。

* 介護予防サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に地域包括支援センターとご相談下さい。

② サービス利用計画の終了

1 ご利用者様のご都合でサービス利用を終了する場合、サービス終了を希望する1週間前までに文書でお申し出下さい。

2 当施設の都合でサービスを終了する場合：人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。

3 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了致します。

- ・ ご利用者様が介護老人福祉施設等に入所した場合。
- ・ ご利用者様がお亡くなりになった場合

介護保険給付でサービスを受けているご利用者様の要介護認定区分が非該当（自立）、または要介護と認定された場合。

③ その他の契約解除

- ・ 利用者又は身元保証人が、サービス利用料金の支払いを2ヶ月以上滞納し、その支払いを督促したにも関わらず15日以内に支払わない場合や利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合又は利用者の入院もしくは病気等により3ヶ月以上にわたってサービスが利用できない状態である事が明らかになった場合。
- ・ 利用者又は利用者の家族、身元保証人その他関係者が、事業者や事業者職員または他の利用者に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他、この契約を継続し難いほどの背信行為又は反社会的行為を行った場合。
 - ・ 利用者又は利用者の家族、身元保証人その他関係者が事業者職員に対して、カスタマーハラスメントと考えられる行為その他これに準ずる言動、身体的暴力、精神的暴力、セクシャルハラスメント行為その他これに準ずる言動を行い、事業者がサービス継続困難であると判断した場合。この場合、契約終了14日前までに文書で通知致します。

- ・ 当施設が正当な理由なくサービスを提供しない場合、当施設が守秘義務に反した場合、

当施設がご利用者様やそのご家族様に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、やむを得ない事情により当施設を閉鎖または縮小する場合、ご利用者様は文書で解約を通知する事によって即座にサービスを終了する事ができます。

④ その他の契約解除

- ・利用者又は身元保証人が、サービス利用料金の支払いを2ヶ月以上滞納し、その支払いを督促したにも関わらず15日以内に支払わない場合や利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合又は利用者の入院もしくは病気等により3ヶ月以上にわたってサービスが利用できない状態である事が明らかになった場合、または利用者や身元保証人等が当施設や当施設の従業員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知する事により即座に契約を終了させていただく場合がございます。
- ・当施設が正当な理由なくサービスを提供しない場合、当施設が守秘義務に反した場合、当施設がご利用者様やそのご家族様に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、やむを得ない事情により当施設を閉鎖または縮小する場合、ご利用者様は文書で解約を通知する事によって即座にサービスを終了する事ができます。

10 当施設の介護予防通所リハビリテーションの特徴

(1) 事業目的

要支援状態と認定されたご利用者様に対し、介護保険法令の趣旨に従って介護予防通所リハビリテーション計画を作成、実施し、ご利用者様の心身機能の維持・回復を図ることを目的としています。

(2) 当施設では、介護予防通所リハビリテーション計画に基づいて、作業療法、言語聴覚療法、その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が1日でも長く居宅での生活を維持できるよう在宅ケアの支援に努めます。

- 2 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。
- 3 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努めます。
- 4 当施設では、明るく家庭的雰囲気を重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努めます。
- 5 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努めます。
- 6 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとします。

(3) 施設利用にあたっての留意事項

- ・飲酒・喫煙は禁止と致します。
- ・火気の扱いは禁止です。ライター等の持ち込みはご遠慮ください。
- ・設備・備品の利用は、本来の使用目的にあった利用を原則とします。
- ・所持品・備品等の持ち込みは、施設職員に届けるものとします。
- ・金銭は、大金は持ち込まないものとし、やむを得ない場合には事務所で保管、管理できるものとします。
- ・貴重品の管理は、利用者個人で行うものとしますが、原則として持ち込まないものとします。
- ・宗教活動や、ご利用者様の「営利行為、特定の政治活動」は禁止します。
- ・ペットの持ち込みは、原則として禁止です。
- ・他利用者様への迷惑行為は禁止します。

(4) サービスご利用のために

男性介護職員の有無	有	必要に応じ対応致します
従業員への研修の実施	有	
サービスマニュアルの作成	有	

11 緊急時及び事故発生時の対応方法

サービス提供中に容体の変化やその他必要があった場合は、事前の打ち合せにより主治医、救急隊に連絡するなど必要な措置を講ずる他、ご家族の方、地域包括支援センターに速やかに連絡致します。また、場合によっては、行政機関等にも連絡をとり必要な措置を講じます。

12 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関に協力をいただき、ご利用者様の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようになっています。

- ・協力医療機関
 - ・名 称 公益財団法人 星総合病院
 - ・住 所 福島県郡山市向河原町 159 番 1 号
 - ・名 称 医療法人慈繁会 土屋病院
 - ・住 所 福島県郡山市字山崎 76-1
 - ・名 称 社会医療法人 あさかホスピタル
 - ・住 所 福島県郡山市字笹川字経坦 4 5 番地
- ・併設歯科医療機関
 - ・名 称 社会医療法人あさかホスピタル
 - ・住 所 福島県郡山市安積町笹川字経坦 4 5 番地

13 非常災害対策

- ・防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓。
- ・防災訓練 年 2 回 夜間想定訓練 年 1 回
- ・防火管理責任者 今村 剛久

14 サービス内容に関する相談・苦情（拘束）

① 当施設ご利用者様相談。 電話 024-946-6145

苦情受付担当：看護師長 紺野 春美 苦情解決責任者：施設長 佐久間 正
介護支援専門員 阿部 悠高 事務長 今村 剛久

②その他：当施設以外に、区市町村等の相談・苦情窓口でも受け付けています

（国民健康保険団体連合会 024-528-0040・郡山市 介護保険課 024-924-3201
福島県運営適正化委員会 024-523-2943 等）

15 虐待の防止等

当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- （1）虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- （2）虐待防止のための指針を整備する。（虐待または虐待が疑われる事案が発生した場合の対応方法を含む）
- （3）虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- （4）前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

16 法人の概要

- ・名称・法人種別 社会医療法人 あさかホスピタル
- ・代表者役職・氏名 理事長 佐久間 啓
- ・本部所在地 福島県郡山市安積町笹川字経坦 45 番地 電話番号 024-945-1701
- ・定款の目的に定めた事業

本社は、病院・診療所・介護老人保健施設を運営し、科学的かつ適正な医療及び疾病負傷等により、寝たきりの状態等にある老人に対し、看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等を普及することを目的とする。

17 第三者評価の有無・・・無し